

「薬薬連携」促進事業について

1 背景

平成 19 年から、本県では、ジェネリック医薬品使用促進事業を展開し、医療関係者や患者（県民）に対して、安心してジェネリック医薬品（GE）を使用できる環境整備を進め、平成 21 年度には、福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、「中間報告書」が取り纏められたところである。その中で、これまでの取組により、GE 使用への意識付けや GE への切替体制の強化がなされていると考えられており、今後、更なる GE 使用促進のためには、「薬薬連携」の強化が必要との課題が呈示されている。

2 目的

- 「お薬手帳」の活用を促進し、GE に係る医療関係者と患者とのコミュニケーションの深化を促す。
- 薬薬連携を推進し、患者に GE を含めた全ての薬物療法を患者に切れ目なく提供し、医療関係者と患者、若しくは医療関係者同士のコミュニケーションの充実を図り、GE の使用促進に繋げる。

3 事業の概略

患者のお薬手帳については、調剤の際等に記入し説明することで、薬局では「薬剤情報提供料」として、病院では、退院時の「退院時薬剤情報管理指導料」として加算が可能である。今回は、病院での「退院時薬剤情報管理指導料」に着目する。

モデル病院のうち、今回の事業への参画に同意した病院については、「退院時薬剤情報管理指導料」の加算状況等についての調査に委託事業として協力していただく。調査結果については、事務局の方で取り纏め、「退院時薬剤情報管理指導料」を取得する際の具体的な工程について明示する。

このことは、「退院時薬剤情報管理指導料」についてのインセンティブを明確に医療関係者向けに周知するとともに、実地に指導料を加算しようと取り組む際に参考資料となり、病院において「お薬手帳」の記載が充実することによって、薬薬連携の強化が図られる。

4 事業の進め方

平成 22 年度は、福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会のモデル病院のうち希望する病院にて、別紙調査票に基づく調査を実施する。

「薬薬連携」促進事業 イメージ

